

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- ・当社は、以下に掲げる企業理念に基づき、「存在感と魅力ある企業」を目指し、「お客さま第一」を基軸に、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることにより、全てのステークホルダーから満足と信頼を得るべく、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題のひとつとして取り組む。
- ・当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、意思決定の迅速化を図り、効率的な経営を目指す。
- ・当社は、社外役員によるモニタリング及び助言を通じ、適切な経営の意思決定・監督と業務執行を確保するとともに、コンプライアンスやリスク管理体制の向上を図る。
- ・当社は、経営の透明性を高めるために、適切かつ適時な開示を実施する。

<企業理念>

1. 私たちは常に先進の技術の創造に努め、お客さまに喜ばれる高品質で個性のある商品を提供します。
2. 私たちは常に人・社会・環境の調和を目指し、豊かな社会づくりに貢献します。
3. 私たちは常に未来をみつめ国際的な視野に立ち、進取の気性に富んだ活力ある企業を目指します。

なお、当社におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組み及び運営方針を明らかにすることを目的として「コーポレートガバナンスガイドライン」を制定し、当社ホームページにて開示しております。

【当社のコーポレートガバナンスに関するホームページ】

URL: <http://www.fhi.co.jp/csr/mecenasat/governance.html>

【コーポレートガバナンスガイドライン】

URL: http://www.fhi.co.jp/csr/mecenasat/governance_guideline.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組み及び運営方針を明らかにすることを目的として「コーポレートガバナンスガイドライン」を制定し、当社ホームページにて開示しておりますので、併せてご参照ください。

【コーポレートガバナンスガイドライン】

URL: http://www.fhi.co.jp/csr/mecenasat/governance_guideline.pdf

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】

- ・「コーポレートガバナンスガイドライン」第7条(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)をご参照ください。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

- ・「コーポレートガバナンスガイドライン」第8条(関連当事者の取引)をご参照ください。

【原則3－1. 情報開示の充実】

- (1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
・経営理念等は、当社ホームページ「理念・ブランド」をご参照ください。
URL: <http://www.fhi.co.jp/outline/inoutline/brand/index.html>
・経営戦略及び経営計画は、当社ホームページ「中期経営計画」をご参照ください。
URL: <http://www.fhi.co.jp/ir/corporate/vision.html>

(2) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

- ・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1. 1 基本的な考え方」をご参照ください。
- ・コーポレートガバナンスの基本方針は、「コーポレートガバナンスガイドライン」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

- ・「コーポレートガバナンスガイドライン」第24条(報酬決定の方針及び手続)をご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

- ・「コーポレートガバナンスガイドライン」第23条(指名決定の方針及び手続)をご参照ください。

(5) 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

- ・「第85期定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。

【補充原則4-1-1】

・「コーポレートガバナンスガイドライン」第15条(機関設計)及び同第16条(取締役会の役割・責務)をご参照ください。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

・「コーポレートガバナンスガイドライン」第18条(独立社外取締役の役割・責務)及び同第23条(指名決定の方針及び手続)をご参照ください。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

・「コーポレートガバナンスガイドライン」第19条(独立社外取締役の選任)をご参照ください。

・社外役員の独立性判断基準につきましては、「コーポレートガバナンスガイドライン」巻末の【添付資料】をご参照ください。

【補充原則4-11-1】

・「コーポレートガバナンスガイドライン」第17条(取締役会の構成)及び同第19条(独立社外取締役の選任)をご参照ください。

【補充原則4-11-2】

・「コーポレートガバナンスガイドライン」第18条(独立社外取締役の役割・責務)をご参照ください。

【補充原則4-14-2】

・「コーポレートガバナンスガイドライン」第26条(取締役・監査役のトレーニング)をご参照ください。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

・「コーポレートガバナンスガイドライン」第27条(株主との建設的な対話に関する方針)をご参照ください。

【補充原則4-11-3】

・「コーポレートガバナンスガイドライン」第21条(取締役会の評価)に沿って、2015年度の当社取締役会の実効性について分析・評価を実施し、その結果の概要について、当社ホームページ「コーポレートガバナンス」に開示いたしましたので、そちらをご参照ください。

URL: <http://www.fhi.co.jp/csr/mecenat/governance.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	129,000,000	16.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	44,889,100	5.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	42,809,400	5.47
株式会社みずほ銀行	16,078,909	2.05
スズキ株式会社	13,690,000	1.75
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	12,157,030	1.55
東京海上日動火災保険株式会社	10,295,281	1.32
富士重工業取引先持株会	10,069,700	1.29
MIZUHO SECURITIES ASIA LIMITED-CLIENT A/C 69250601	9,902,500	1.26
日本生命保険相互会社	9,513,211	1.22

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2016年1月7日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者であるブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー、ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー、ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー、ブラックロック・ライフ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド、ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッド、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッドが2015年12月31日現在でそれぞれ株式を所有している旨が報告されているものの、当社として2016年3月31日現在における実質所有株主数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

2014年11月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社が2014年11月14日現在でそれぞれ株式を所有している旨が掲載されているものの、株式会社みずほ銀行を除き、当社として2016年3月31日現在における実質所有株主数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

2013年5月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセット・マネジメント株式会社、日興アセット・マネジメント株式会社が2013年4月30日現在でそれぞれ株式を所有している旨が掲載されているものの、当社として2016年3月31日現在における実質所有株主数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
駒村 義範	他の会社の出身者											
青山 繁弘	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
駒村 義範	○	——	駒村義範氏の当社独立社外取締役としてのこれまでの在任期間は第85期定時株主総会終結の時をもって1年でありますが、この間、同氏は株式会社小松製作所(コマツ)の代表取締役として経営に携わられた経歴を生かし、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識および企業の社会的責任に対する高い見識をもとに当社の経営に対する有益な提言を行っていることから、引き続き社外取締役として当社の経営全般に対して独立した立場から助言いただくことにより、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンスの強化に寄与が期待できると判断し、選任しております。 <独立役員として指定した理由> 駒村義範氏は、その経歴等に照らし一般株

			主と利益相反を生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると考え指定しております。
青山 繁弘	○	——	青山繁弘氏は、サントリーホールディングス株式会社の代表取締役として経営に携わられた経歴を有し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識および企業の社会的責任に関する高い見識を備えており、取締役として適任であるとともに、当社の社外取締役に就任した際には、当社の経営全般に対して独立した立場から助言いただくことにより、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンスの強化に寄与できることを期待したため選任しております。 ＜独立役員として指定した理由＞ 青山繁弘氏は、その経歴等に照らし一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると考え指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	役員指名会議	5	3	3	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	役員報酬会議	5	3	3	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

1. 役員指名会議は、役員人事の決定における公正性・透明性を確保するため、取締役・監査役候補者の指名案を取締役に答申します。
2. 役員報酬会議は、適切な比較対象となる他社の報酬水準、当社における従業員の報酬、社会情勢等を考慮し、報酬を決定します。
3. 役員指名会議、ならびに役員報酬会議は、代表取締役、秘書室担当取締役、社外取締役で構成され、議長は吉永泰之代表取締役社長が務めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人から、四半期毎の決算にあわせ、会計監査結果に関し説明・報告を受けております。その他、会計士による事業所等への往査に監査役が同行したり、年度はじめ等に監査計画に関する意見交換を適宜行うなどして、監査業務における連携の強化を図っております。

内部監査の組織として監査部を設置しており、社内各部門及び国内外のグループ会社の業務遂行について計画的に業務監査を実施しております。また、監査部は、監査役会に対して年度はじめに内部監査年度計画について説明を行ったうえで、監査役に対して全ての内部監査結果の報告、月次単位での内部監査活動状況の報告及び意見交換を行う等により、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三田 慎一	他の会社の出身者													
阿部 康行	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三田 慎一	○	——	三田慎一氏は、花王株式会社の取締役執行役員として、監督と執行の両面から経営に携わられた経験と知識を有し、中でも企業活動における会計・財務の広範な見識を備えていることから、社外監査役として適任であると考え選任しております。 <独立役員として指定した理由> 三田慎一氏は、その経歴等に照らし一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると考え指定しております。
阿部 康行	○	——	阿部康行氏は、住友商事株式会社の代表取締役専務執行役員として、監督と執行の両面から経営に携わられた経歴を有し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を備えております。以上のことから、同氏は、社外監査役として適任であるとともに、当社の社外監査役に就任した際には、その職務を適切に遂行していただけるものと期待したため選任しております。 <独立役員として指定した理由> 阿部康行氏は、その経歴等に照らし一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると考え指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

4 名

その他独立役員に関する事項

- ・「コーポレートガバナンスガイドライン」第18条(独立社外取締役の役割・責務)及び第19条(独立社外取締役の選任)をご参照ください。
- ・社外役員の独立性判断基準につきましては、「コーポレートガバナンスガイドライン」巻末の【添付資料】をご参照ください。

【コーポレートガバナンスガイドライン】

URL: http://www.fhi.co.jp/csr/mecenant/governance_guideline.pdf

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の基本報酬として、固定分(職位を基礎とし経営環境等を勘案して具体的な金額が決定されるもの)と業績連動分(当事業年度の連結経常利益実績を基礎とし、人材育成や経営環境等を勘案して具体的な金額が決定されるもの)を支給しております。社外取締役には業績連動分の支給はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して個別開示を行っております。なお、有価証券報告書については、ホームページにおいても公開しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役に支給する1年間の報酬等の総額は、2016年6月28日開催の第85期定時株主総会において、12億円以内(うち社外取締役分2億円以内)とする決議を頂いております。その枠内で、取締役会の決議により、取締役の基本報酬として、固定分(職位を基礎とし経営環境等を勘案して具体的な金額が決定されるもの)と業績連動分(当事業年度の連結経常利益実績を基礎とし、人材育成や経営環境等を勘案して具体的な金額が決定されるもの)を支給することとしております。社外取締役には業績連動分の支給はありません。

監査役に支給する1年間の報酬等の総額は、2006年6月27日開催の第75期定時株主総会において、1億円以内とする決議を頂いております。その枠内で、監査役の協議により、監査役の基本報酬として、職位を基礎とし経営環境等を勘案して決定するものを支給することとしております。

「コーポレートガバナンスガイドライン」第24条(報酬決定の方針及び手続)をご参照ください。

【コーポレートガバナンスガイドライン】

URL: http://www.fhi.co.jp/csr/mecenant/governance_guideline.pdf

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、役員会議等への参加や必要に応じて取締役会議案の説明を行うことなどを通じて、十分な情報提供を行っております。社外監査役には、常勤監査役から適宜情報提供を行うほか、監査役職務を補助するスタッフが職務遂行の支援を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会において重要な業務執行の決定や監督を、監査役会において取締役の職務執行の監査を行っております。

業務執行体制については、取締役会の事前審議機関として経営会議を設置し、全社的経営戦略及び重要な業務執行の審議を行っております。また、執行役員制度を採用するとともに、航空宇宙・産業機器の事業部門を社内カンパニー制とすることにより、責任の明確化と執行の迅速化を図っております。

取締役会は取締役8名により構成し、うち2名を独立性の高い社外取締役とすることでガバナンス機能の強化を図っております。社外取締役は、企業経営に関する豊富な知識と経験をもとに、重要な業務執行の決定に対する的確な助言や、経営機能全般のモニタリングを行っております。

社外監査役は、経営陣から独立した経営監視機能として、広範かつ高度な知見に基づく適法性・妥当性の観点からの監査の役割を期待して選任しております。また、監査役の能力を活かすため、監査役職務を補助するスタッフを設けるとともに、監査役が必要に応じて弁護士・公認会計士等の外部専門家の助力を得られる体制を構築しております。

当社では、社外取締役および社外監査役を選任する上で、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準の他、当社が定める独立性に関する基準を満たすものを選定しております。

当社が定める独立性に関する基準につきましては、「コーポレートガバナンスガイドライン」巻末の添付資料＜社外役員の独立性判断基準＞として、当社ホームページにて開示しております。

【コーポレートガバナンスガイドライン】

URL：http://www.fhi.co.jp/csr/mecenat/governance_guideline.pdf

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

全てのステークホルダーの皆様にご満足と信頼をいただけるコーポレート・ガバナンス体制構築に向けて、当社において最適な体制を常に検討しており、現状では、独立性の高い社外取締役及び社外監査役の関与により経営のモニタリングの実効性を高めることなどを通じて、事業の健全性・効率性を高めることが可能な体制としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限より1週間程度早めて招集通知を発送しております。また、2016年6月28日開催の第85期定時株主総会においては、招集通知の発送に先立って、東京証券取引所および当社ウェブサイトにおいて招集通知を掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様に出席いただくため、集中日前に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2009年6月24日開催の第78期定時株主総会より、インターネット等による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取り組み	2009年6月24日開催の第78期定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英語版を作成し、日本語版と併せて、ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRサイトにて適時開示等を謳った、ディスクロージャーポリシーを開示しております。 日本語 http://www.fhi.co.jp/ir/policy.html 英語 http://www.fhi.co.jp/english/ir/policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期に1回を目安に、証券会社と共同で、個人投資家向け会社説明会を開催し、広報部IR室と総務部株式グループが説明しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算、第2四半期決算では、代表取締役社長(CEO)、最高財務責任者(CFO)による説明会を開催し、第1四半期、第3四半期決算では、最高財務責任者(CFO)による電話会議を開催しております。 また、スモールミーティングや工場見学会等のイベントを、随時開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に1度、米国、欧州、香港への投資家訪問を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	日本語 http://www.fhi.co.jp/ir/index.html 英語 http://www.fhi.co.jp/english/ir/index.html のIRサイトを運営しており、トップメッセージ、中期経営計画、CSR、会社概要、株価値情報、IRイベント、決算資料、説明会資料、アニュアルレポート、有価証券報告書、株主総会関連情報、配当推移、定款等、あらゆる情報を掲載しており、またリリース等はメール配信等での配信ができるようにしています。 個人株主向けのサイトも運営しております。 http://www.fhi.co.jp/ir/individual/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報部IR室を設置しております。また、個人投資家向けIRは、総務部株式グループが担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客さまに喜んでいただけるモノづくり企業として、企業組織レベルの取り組み要件である「企業行動規範や重要項目の尊重を主体とした守りのCSR」と「企業市民として事業活動を通じて社会課題の解決に寄与することを主体とした攻めのCSR」をより明確にするため、2009年にCSR方針を改定いたしました。

	「CSR方針」 1. 私たちは、富士重工業の企業行動規範に基づき、法令、人権、国際行動規範、ステークホルダーの権利およびモラルを尊重します。 2. 私たちは、企業市民として、現代社会が抱える世の中の社会問題の改善に向けて取り組みます。 「お客様第一を基軸に存在感と魅力ある企業を目指す」という当社の経営理念のもと、今後も「社会的課題の解決に寄与する商品・サービスを提供する企業」、「さまざまなステークホルダーとの関わりを大切にする企業」を目標としてCSR活動を推進し、持続的な社会発展への貢献と企業価値の向上を図ってまいります。 ステークホルダーとの関係の基本となる項目 「お客様・商品」「コーポレート・ガバナンス」「コンプライアンス」「社会貢献」「環境」「情報公開」「従業員」「調達」 CSRレポートサイト 日本語 http://www.fhi.co.jp/envi/csr/index.html 英語 http://www.fhi.co.jp/english/envi/csr/index.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については、1993年に総合環境委員会を発足、同年地球環境保全に関する取り組み計画(第1次)を制定し、推進してきました。この活動は現在、環境委員会、第5次環境ボランティアプラン2012～2016として継続しています。 また、1999年から各事業所は個別に環境マネジメントシステムを導入してきましたが、2010年に関連会社2社を含む全社統合の環境マネジメントシステムを構築し、ISO14001を認証取得しました。現在は、統合により一元化したシステムの下、効率的・合理的な体制で運用しています。 CSR活動については、2007年より全社、グループでトップマネジメントによるレビューが可能な委員会としてCSR・環境委員会を設け、さらにCSR活動を発展させる為、2010年にCSR委員会を独立した組織とし、グループ、グローバルでCSRの活動を進めております。 こうした活動の情報公開に関しては、2000年から環境報告書を、2004年から環境・社会報告書を発行しております。2009年からはCSRレポートに改称し、開示内容の充実を図っております。 さらに2013年度版からは、当社の取り組みをより多くのステークホルダーの皆様にご理解いただけるよう、CSRレポートの掲載メディアをWEBサイトに移行し、CSR活動状況をアニュアルレポートにも掲載しております。 CSRレポートサイト 日本語 http://www.fhi.co.jp/envi/csr/index.html 英語 http://www.fhi.co.jp/english/envi/csr/index.html

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において内部統制システムの基本方針について決議し、以下の体制の整備を行っております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役および監査役は、各種会議への出席、りん議書の閲覧、執行役員・使用人からの業務報告等により、他の取締役の職務執行の監督、監査を実効的に行うための体制を整備する。

(2) コンプライアンス規程を定め、取締役が法令・定款・社内規程を遵守するための体制を整備する。

(3) 執行役員・使用人が取締役の職務執行上の法令・定款違反行為等を発見した場合の社内報告体制として内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を定める。

(4) 必要に応じて、取締役を対象とした、外部の専門家によるコンプライアンス等に関する研修を行う。

(5) 取締役は他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役および取締役会に報告し是正処置を講じる。

2. その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

・取締役会議事録、りん議書、その他取締役の職務の執行に係る文書およびその他の情報の保存、管理に関して社内規程を定め、その規程および法令に従い、適切に当該情報の保存および管理を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

・当社は、コンプライアンス、環境、品質、その他のリスクについて、リスクの現実化と拡大を防止するため、各部門の業務に応じて、規程、マニュアル、ガイドライン等を定める。

・事業性のリスクについては取締役が一定の決裁ルールに従い精査し、あわせて、各部門・カンパニーそれぞれによる管理と、経営企画部を中心とした本社共通部門による全社横断的な管理を行う。

・全社的な緊急連絡体制を整備し、緊急時における迅速な対応と損失の拡大防止を図る。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役ごとに職務執行の担当部門を定める。

・各取締役は担当部門の執行役員へ権限を委譲し配分することで職務の執行の迅速化を図る一方、業務報告を定期的に受けることで執行役員・使用人の業務執行を監督する。

・取締役会で審議する案件を、事前に経営会議(取締役会の事前審議機関で全社的経営案件を審議する会議)や執行会議(各執行部門の意思決定機関)にて審議し、問題点を整理することで、取締役会における審議の効率化を図る。

(4) 執行役員・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス規程を定め、執行役員・使用人が法令・定款・社内規程を遵守するための体制を整備する。

・コンプライアンスの実践を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、重要なコンプライアンス事項に関する審議・協議、決定、情報交換・連絡を行う。

・執行役員・使用人を対象に、計画的にコンプライアンス講習会等の教育を実施し、コンプライアンス啓発に取り組む。

・執行役員・使用人が業務上の違法行為等を発見した場合の社内報告体制として内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を定める。

・内部監査部門として監査部を設置する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社管理規程を定め、同規程に基づき、各子会社の業務または経営について管理を担当する当社の部署を中心に子会社を管理・支援するとともに、子会社から当社に対して、定期的に、および必要な事項については随時に報告する体制とする。

・当社は、各子会社の事業の特性に応じ、コンプライアンス、環境、品質、その他のリスクについて、リスクの現実化と拡大を防止するため、子会社において、規程、マニュアル、ガイドライン等を整備することを推進し、各子会社におけるリスクマネジメント体制を構築させる。

・当社は、子会社管理規程に基づき、子会社からその業務内容の報告を受け、重要な事項についてはその業務内容について事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保する。

・当社は、内部監査を実施する組織として当社に監査部を設置し、子会社・関連企業を含む関係会社の業務監査を定期的に、および必要な事項については随時、実施する。

・当社は、国内関係会社の監査役を定期的に招集し、当社監査役を交えて国内関係会社における監査機能強化のための意見交換等を行う。

・当社は、当社の執行役員・使用人に一部国内関係会社の監査役を兼務させ、監査機能の強化を図る。

・当社は、前記(4)の内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を、国内関係会社にも適用する。

・外国の子会社については、当該国の法令等を遵守させるとともに、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項

・監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助するため、当社の使用人から1名以上のスタッフを配置する。

(7) 前記(6)の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

・当該補助スタッフが業務執行を行う役職を兼務する場合において、監査役補助業務の遂行については、取締役および執行部は干渉しないこととし、取締役からの独立性を確保するとともに、当該補助スタッフが監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知する。

・当該補助スタッフの人事については監査役会の同意を必要とする。

(8) 当社および当社子会社の取締役・執行役員・使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制および当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社の監査役が当社または子会社の取締役・執行役員・使用人から定期的に職務の執行状況について報告を受けられるよう規程を定める。

・当社の監査役が必要に応じ各事業部門等にて当社または子会社の取締役・執行役員・使用人へ職務の執行状況について報告を求めることができるよう規程を定め、当社の監査役が必要に応じ情報収集できる体制を整備する。

・当社または子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反、その他コンプライアンス上重要な事項が生じた場合、当社の監査役へ報告する。

・当社の監査役に報告を行ったものが、前号の報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制を整備する。

・当社の監査役は、重要なコンプライアンス事項の審議・協議、決定、情報交換・連絡を行う組織であるコンプライアンス委員会に出席する。

・当社の監査役は、当社または子会社の代表取締役、取締役、会計監査人と意見交換会を開催する。

・監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制を整備する。

(内部統制システムに関する整備状況)

当社では、各事業の横串機能を担う経営企画部を中心とした全社共通部門が各部門、カンパニーと密接に連携して、リスク管理の強化を図っております。また、監査部が各部門及びグループ各社の業務遂行について計画的に監査を実施しております。

さらに、当社では、内部統制システムの整備に資するため、リスク管理の最も基礎的な部分に位置付けられるコンプライアンスの体制・組織を整え、運用しております。

まず、全社的なコンプライアンスの実践を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、重要なコンプライアンス事項に関する審議・協議、決定、情報交換・連絡を行っております。また、部門・カンパニー毎にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンスを現場単位できめ細かく実践する体制を組織し、さらに、日頃から役職員を対象とした教育・研修を計画的に実施しており、社内刊行物等を通じ

て随時、コンプライアンス啓発を行っております。

また、当社グループのコンプライアンスの実践を推進するために、グループ会社に対し教育・研修の実施や社内刊行物による情報提供をおこなうと共に、当社内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)へ参加することにより、実効性を高めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体には断固とした態度で臨みます。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

当社は、役職員がコンプライアンスを実践し、これに則った行動をするための遵守基準として、「企業行動規範」および「行動ガイドライン」を定めています。

この中で、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方や、具体的にとるべき行動、参照すべき法令等および所轄部門についても規定しており、これらは役職員が所持している「コンプライアンスマニュアル」で解説されています。

